

日連 30 第 1265 号  
(国際第 14 号)  
平成 31 年 1 月 23 日

国際税務情報研究会  
会長 中 里 実 様

日本税理士会連合会  
会長 神 津 信 一

## 諮 問

貴研究会に下記の事項を諮問します。

### 記

- 1 主要国の税務行政の AI 化の展望と未来の税務専門家制度について
- 2 BEPS 行動計画 12 の義務的開示制度 (MDR : Mandatory Disclosure Rules) が我が国に与える影響とその対応について
- 3 事業承継税制に関する国際比較について

(諮問の趣旨)

- 1 Fray and Osborne(2013)<sup>1</sup>によれば、コンピューターリゼーションのマイナスの影響をうける職種として、選定された 702 職種中の第 8 位が税務書類の作成者、第 113 位が会計・監査担当者であるとされております。また、国税庁「税務行政の将来像」(2017)によれば、新ビジョンとして「スマート税務行政」を掲げ、ICT や AI を活用した税務相談の自動化まで視野に入っております。

これらコンピューターリゼーションの進展、特に AI 化の進展は、主要国の税務専門家の業務に多大な影響を与えると予測される場所であり、こうした影響への危惧は、現役の税理士世代よりもこれから職業選択をする若い世代において顕著といえ、ひいては、税理士試験受験者数の激減に繋がっている可能性も否定できません。

---

<sup>1</sup> Fray,C.B.andM.A.Osborne,"The Future of Employment:How Susceptible are Jobs to Computerisation,"Oxford Martin School,University of Oxford,(Sep.2013).

そこで、主要国の税務行政における ICT の活用と AI 化の展望について情報を収集するとともに、未来の税務専門家制度の在り方について、税理士制度の維持発展の視点から研究していただきたい。

- 2 現在、G8 諸国で MDR が導入されているのは、米国、英国そしてカナダの 3 カ国であり、2018 年度税制改正大綱の中期的目標として MDR の導入を掲げている我が国においては、既に導入している諸外国での納税者や税務専門家等に与える影響とその対応について情報を収集したうえで、税務専門家の対応について研究していただきたい。
- 3 経済のグローバル化が急速に進展する中、主要先進国において、国内経済を下支えしていた多くの中小企業は、国内大企業のグローバル化や国外大企業の国内市場への参入により多大な影響を受けております。加えて、国内の社会経済問題としての少子高齢化の進展に伴い、中小企業の市場自体の収縮が顕在化しており、事業の継続的な運営に大きな影を落としております。

一方、先進国の相続税制（贈与税制を含む）がその二重課税性や国際的な財産移転への対応が論点となるとともに、中小企業の株式評価と資産課税のあり方に関する様々な問題点も論点となってきております。こうした中、相続税制を維持する主要先進国では、「中小企業の擁護」を目的とした大胆な事業承継税制が導入されてきており、近年における日本の事業承継税制の創設もその潮流の一端を示すものといえます。

そこで、事業承継税制に焦点を当てた国際比較の手法により、各国の同税制の概要を示したうえで、税務専門家の視点から、我が国の現行税制について研究していただきたい。